

生駒市条例第 8 号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 16 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（介護認定審査会の委員の任期）

第 2 条の 2 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 6 条第 1 項に規定する条例で定める期間は、3 年とする。

第 4 条第 1 項第 1 号中「介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に行われた生駒市介護認定審査会の委員の任命に係る当該委員の任期については、なお従前の例による。